

## 2. 国への制度提言

### 【制度提言の評価区分について】

評価：◎・・・提言どおり措置(=提言・要望を行わない)

評価：○・・・ほぼ提言どおり措置

評価：△・・・一部措置されたものの不十分

評価：×・・・措置されず

(=引き続き提言・要望を行う)

# (1) 地方財政制度

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
1	地方交付税への対応 [ 提言先 総務省 ]	○税源移譲に向けての抜本的な税制改革に着手すべき	<p>◇ 大阪府をはじめ、地方は、これまでも税源移譲や地方交付税の総額確保について国に求めてきました。</p> <p>◇ 平成22年度の地方財政は、18.2兆円の財源不足で、過去最高の額となっています。この財源不足を解消するため、単年度の措置として、国と地方が折半して補てんするルールの適用などにより、地方は、7.7兆円の臨時財政対策債を発行することとしています。</p> <p>◇ 地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければなりません。国も、地方交付税法の趣旨に則り、臨時財政対策債からの早期脱却に向けて、地方税収の拡充や交付税率の引き上げについて、真摯に検討すべきと考えます。</p>	<p>(税源移譲に向けての抜本的な税制改革)</p> <p><b>評価：×</b></p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年6月に総務省に対して、「平成24年度国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望」を実施し、税財源自主権の確立が行われるまでの間の、地方一般財源総額の確保について要望した。</li> </ul> <p>【制度の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24年度政府予算案で地方の一般財源総額は前年度から0.1兆円増の59.6兆円が確保されたものの、具体的な制度改善は行われておらず、今後も引き続き適切な措置が講じられるよう求めていく。</li> </ul>	総務部 財政課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	<p>国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化</p> <p>[ 提言先 総務省 ]</p>	<p>○ナショナル・ミニマムの全額国負担化</p> <p>(ナショナル・ミニマムの全額国負担化)</p> <p>◇ 権限・財源・責任の明確化という観点から、ナショナル・ミニマムにあたる義務的な事務については、国が全額を負担する制度とすべきです。</p> <p>○ローカル・オプティマムの財源は原則地方税</p> <p>(ローカル・オプティマムの財源は原則地方税)</p> <p>◇ ローカル・オプティマムにあたる、地方の最適水準のための仕事の財源は、原則地方税で賄うべきです。そのためには、税源移譲による地方税の充実が求められます。</p> <p>◇ なお、税源移譲の対象税目については、偏在性の低い地方消費税を中心に検討すべきと考えます。</p>	<p>(改革後の財源のあり方)</p> <p><b>評価：×</b></p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年12月に設置された地域主権戦略会議において、ひも付き補助金の一括交付金化とあわせ、ナショナルミニマムへの全額国庫負担制度の導入等の提言を行った。</li> <li>・第3回以降の地域主権戦略会議においても、国と地方の役割分担を明確にし、それぞれの権限・財源・責任で施策を実施するとの観点から、広域地方政府と基礎地方政府の役割分担や、一括交付金の制度設計に当たっての課題提起などの提言を順次実施している。</li> </ul>	総務部 財政課
	<p>○地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保</p> <p>[ 提言先 総務省 ]</p>	<p>◇ ナショナル・ミニマムへの国の全額負担制度の導入は、地方交付税の減少に直結させるべきものではありません。ナショナル・ミニマムに関しての国の全額負担後も、十分な税源移譲がなされるまでの間は、地方固有の財源である地方交付税についてはその必要額を確保していく必要があるものと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 恒常的な地方財源不足の解消 (平成22年の財源不足額は過去最大の18.2兆円)</li> <li>② 今後、さらなる財政需要の発生が見込まれること <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時財政対策債の償還に要する経費等の累増</li> <li>・老朽化した社会資本への対応(※1) など</li> </ul> </li> <li>③ 財政力格差是正の必要性(※2)</li> </ol> <p>(※1) 高度経済成長期に建設された橋りょう等、既存の都市基盤施設の老朽化がすすんでいることから、今後発生する維持管理や更新のための巨額の費用についても、適切に地方財政計画に所要額を計上していく必要があります。</p> <p>(※2) 一般的には、税源に偏在があるため、税源移譲によって地域間格差は拡大します。</p>	<p>【制度の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年度から、都道府県向け投資補助金を一括交付金化する「地域自主戦略交付金」が新設(24年度政府予算で、沖縄分を除く都道府県向け5,515億円)されたものの、引き続き、国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化に向けて国に対して提言していく。</li> <li>・国と地方の協議の場設置法が成立し、社会保障と税の一体改革等が議論。</li> <li>・今後、全国知事会の課税自主権プロジェクトチームで行われる、地方消費税率を地方で決定する仕組みの検討への参画等を通じて、地方税財源の充実を求めていく。</li> </ul>	
	<p>○国と地方の協議による早期具体化</p> <p>[ 提言先 総務省 ]</p>	<p>◇ 国は、今般、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、地域主権確立のため、地方税財源の充実確保について、真摯に取り組まれることを求めます。</p> <p>◇ なお、具体的な制度設計については、国と地方の協議の場などで、国・地方が対等の立場で協議・調整しながらすすめるよう求めます。</p>		